

盛岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費

がけ地の崩壊などにより市民の生命または身体に著しい危害を及ぼす恐れがある区域の住宅を移転する際に、移転に要する費用の一部を補助します。

○補助対象となる住宅

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にあり、当該区域に指定される前に建てられた住宅（以下「危険住宅」という。）が対象です。

○補助の内容

盛岡市内の安全な場所の住宅へ移転するために要する次の経費

- (1) 危険住宅の除却等費（撤去、移転及び危険住宅の跡地の整備を含む。）
- (2) 移転先の住宅（以下「代替住宅」という。）の建設、購入及び改修に要する経費の借入金利子相当額
- (3) 代替住宅を建設する敷地の取得に要する経費の借入金利子相当額
- (4) 代替住宅を建築する敷地の造成に要する経費の借入金利子相当額（危険住宅が特殊地域※に所在する場合に限る。）

○補助額（令和7年度の場合）

経費	経費の内容	補助額上限	
(1) 除却等費	危険住宅の <u>除却</u> に要する費用	木造住宅	3万3,000円/㎡
		非木造住宅	4万7,000円/㎡
	移転に係る <u>引越</u> 及び <u>跡地の整備</u> 等に要する費用	97万5,000円	
(2)～(3) 建物助成費	代替住宅の <u>建設、購入等</u> に要する資金を金融機関から借り入れた場合の借入金利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額	通常	421万円 （内訳）建物 325万円 土地 96万円
		特殊地域※	671万円 （内訳）建物 465万円 土地 206万円
(4) 敷地造成費	代替住宅を建設する <u>敷地を造成するため</u> に要する資金を金融機関から借り入れた場合の借入金利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額	特殊地域※	60万8,000円

※特殊地域…保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域

○注意事項

- ・申請にあたっては、事前にご相談をお願いします。
- ・工事請負契約の締結や工事に着手する前に補助金交付申請を行い、補助金交付決定を受けてください。
- ・原則、移転前の住宅は除却しなければなりません。

（問い合わせ先）盛岡市建設部河川課河川係 TEL 019-613-8431 FAX 019-652-6645

〒020-8530 盛岡市内丸12-2 別館5階